

事 務 連 絡
令和3年9月17日

地方更生保護委員会事務局長 殿
保 護 観 察 所 長 殿

法務省保護局更生保護振興課保護調査官

自立準備ホームの開拓に係る参考事項について

緊急的住居確保・自立支援対策については、各庁において、平素から、管内における自立準備ホームの開拓に努めていただいていることに改めて御礼を申し上げます。

先般、厚生労働省より、別添のとおり「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長，社会・援護局長，障害保健福祉部長，老健局長連名通知）（以下「別添通知」という。）が各都道府県知事，指定都市市長及び中核市市長宛てに発出されました。

別添通知においては、高齢者，障害者，児童等の対象者に関わらず、属性を問わない包括的な支援を提供する仕組みを推進していく観点から、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等（以下「福祉サービス事業所等」という。）が、定員の空きを活用して、本来の業務に支障の無い範囲で、本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者（以下「社会参加支援対象者」という。）を受け入れる場合の考え方が整理されており、別添通知に示された取扱いの範囲であれば、入所施設や居住系サービスを実施している福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして登録し、委託を行うことなども考えられるところです。

つきましては、既存の福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして登録等を行う際の留意点は下記のとおりですので、自立準備ホームの開拓を行う際の参考にされたく連絡します。

なお、本件については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課，同社会・援護局保護課及び地域福祉課地域共生社会推進室，同社会・援護局障害保健福

祉部障害福祉課及び同老健局高齢者支援課及び認知症施策・地域介護推進課と協議済みですので、申し添えます。

記

- 1 別添通知には、既存の福祉サービス事業所等において、社会参加支援対象者を受け入れる場合の取扱いが示されているが、この社会参加支援対象者には、行き場のない刑務所出所者等も含み得ること。

したがって、別添通知において示されている、「定員の空きを活用して本来の事業に支障の無い範囲」であれば、既存の福祉サービス事業所等が、保護観察所に自立準備ホームとして登録した上で、刑務所出所者等を受け入れることが可能であること。

なお、活用が想定される福祉サービス事業所等としては、養護老人ホーム、認知症グループホーム、障害者グループホーム、自立援助ホーム、保護施設、無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む。）その他別添通知別紙 1 に掲げる社会福祉施設等が考えられること。

- 2 別添通知において、社会参加支援対象者の受け入れについては、定員に空きがある場合において、本来事業に支障を及ぼさない範囲で行うことは、施設の一時使用に該当し、施設整備の財産処分には該当しないこととされている。

自立準備ホームの登録を行ったとしても、刑務所出所者等の受入義務が生じるものではないことから、登録自体によって、指定基準等に抵触したり、財産処分手続が必要になったりするものではなく、また、実際の刑務所出所者等の受け入れが、別添通知に定める一時使用に該当する範囲内で行われるのであれば、指定基準等には抵触せず、財産処分の手続も必要ないこと（別添通知記の 1（2）、（4））。

ただし、指定等事業の利用者の利用を制限して、自立準備ホームとして専用受入枠の居室を確保するような取扱いが行われた場合には、指定基準等への抵触や、財産処分手続が必要になるため、留意されたい。

- 3 各福祉サービス事業所等の指定等事業の報酬・委託費等との関係については、別添通知記の 1（3）アのとおり、利用者数に応じて報酬や委託費等が算定されている事業の場合、自立準備ホームとしての受け入れに関して保護観察所から支弁を受けた委託費は、指定等事業において請求する報酬と調整を行う必要はないこと。

- 4 自立準備ホームの開拓において、福祉サービス事業所等へ協力を依頼する場合には、緊急的住居確保・自立支援対策実施要領や別添通知及び本事務連絡の内容について、福祉サービス事業所等と十分に確認の上で、登録手続を進めること。

また、保護観察所から実際に福祉サービス事業所等に対して、刑務所出所者等の委託を行う場合には、受入について十分な事前調整を行うと共に、委託後においても、福祉サービス事業所等との連携を密にして被保護者に関する必要な協議等を行うこと。